

放置艇対策地区別実施計画

(牛窓地区)

令和5年3月

岡山県プレジャーボート対策推進会議

放置艇対策地区別実施計画（牛窓地区）

目次

1 概要	
1-1 放置艇対策の趣旨と目的	1
1-2 留意点	1
1-3 計画範囲	2
2 実態調査	4
3 収容能力の向上	
3-1 取組概要	5
3-2 収容方式の検討結果	5
4 規制の強化	
4-1 放置等禁止区域の指定方針	7

巻末資料

- ・【資料1】牛窓地区における検討位置図
- ・【資料2】牛窓地区放置等禁止区域指定方針図

1 概要

1-1 放置艇対策の趣旨と目的

県内の港湾・漁港・河川等の連続する水域、海岸において、所有者による係留保管等の適正化が図られ、放置されている船舶がゼロ隻となり、秩序ある水域利用が実現している状態を目指すため、放置艇（※）対策の基本方針に基づき、地区別実施計画を策定するものである。

※ 「放置艇」とは

港湾・漁港・河川の公共用海域や普通（一般）海域、その周辺の陸域において継続的に係留等されている船舶のうち、法律、条例等に基づき水域等の管理者により認められた施設や区域以外の場所に、正当な権原に基づかず係留等されている船舶のこと、または、水域等の管理者の認めた施設や区域に係留等されているが、施設使用許可等の手続きを経ずに不正に係留等している船舶のことをいう。

1-2 留意点

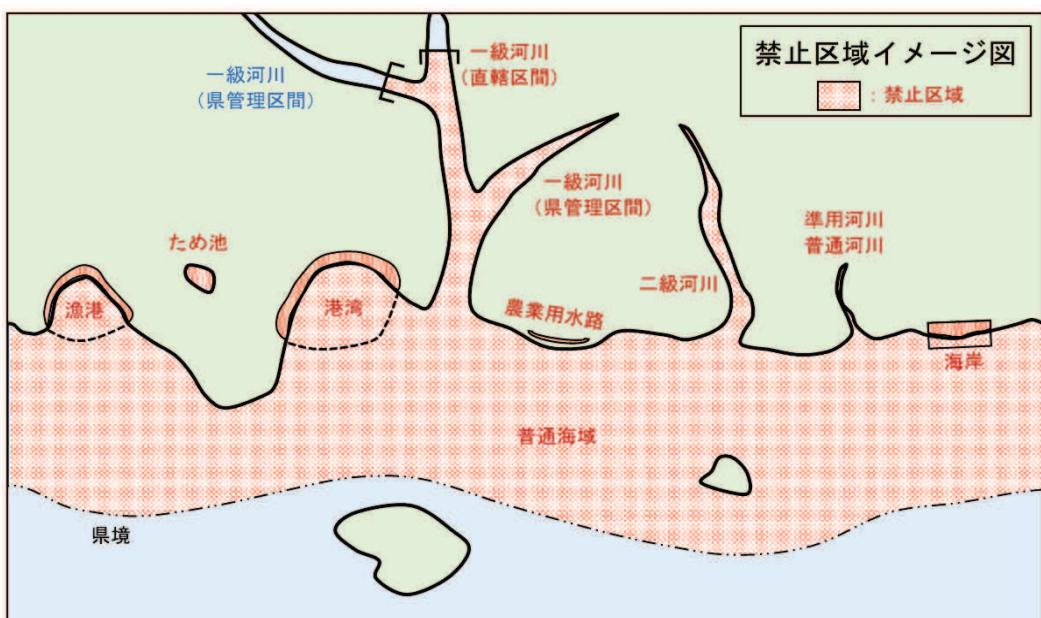
今後、規制の強化などの取組を進めることにより、地区内に放置されている船舶の中には、所有者等により適正に廃船処理されるものや、最終的に代執行により処分されるものが多数発生する可能性がある。その場合、そのような船舶の収容先の確保（収容能力の向上）は不要となることに十分留意して対策を実施する必要がある。

1-3 計画範囲

本計画の対象とする「牛窓地区」は、次のとおりである。

表－1 牛窓地区 計画範囲一覧表

区域	管理者	対象		備考
港湾	岡山県	牛窓港		
	瀬戸内市	布浜港、間口港、知尾港、玉津港、師楽港、網代港、黄島港		
漁港	岡山県	虫明漁港、朝日漁港、西脇漁港		
河川	国土交通省	吉井川（瀬戸内市）		
	岡山県	干田川（瀬戸内市）、千町川（瀬戸内市）		
	瀬戸内市	準用河川	全準用河川	巻末資料参照
		普通河川	全普通河川	巻末資料参照
海岸	岡山県	港湾海岸	牛窓港海岸	
		漁港海岸	虫明漁港海岸、西脇漁港海岸、朝日漁港海岸	
		建設海岸	布浜海岸 他16海岸	巻末資料参照
		農林海岸	扇海岸 他6海岸	巻末資料参照
	瀬戸内市	建設海岸	錦海岸	
ため池	瀬戸内市	全域		巻末資料参照
農業用水路	瀬戸内市	全域		巻末資料参照
普通海域	岡山県	全域		





図－1 計画地区範囲図

2 実態調査

実態調査の結果、牛窓地区では、1,560隻の船舶が確認されており、そのうち放置艇は、1,021隻となっています。

各水域別の調査結果は、次のとおりである。

表－2 牛窓地区 実態調査結果

区域	管理者	調査確認隻数	
港湾	岡山県	650	隻
	瀬戸内市	178	隻
漁港	岡山県	342	隻
河川	国土交通省	47	隻
	瀬戸内市	3	隻
海岸	岡山県	1	隻
普通海域	岡山県	6	隻
民間マリーナ		333	隻
総計		1,560	隻

種別	調査確認隻数	
許可艇	539	隻
放置艇	1,021	隻
	沈廃船	60
総計	1,560	隻

※ 許可艇には、漁港内の漁船登録をしている漁船を含む

3 収容能力の向上

3-1 取組概要

現在、県内の放置艇数に対して、収容能力は大幅に不足しているため、収容能力の向上のため、次の方法で収容能力を確保し、許可艇への転換を図っていく。

- ・水域等占用許可（団体としての共同利用）の促進
- ・簡易型護岸等係留方式の施設整備
- ・既存の小型船舶係留施設及び民間マリーナへの誘導

3-2 収容方式の検討結果

牛窓地区では、確認された 1,560 隻の船舶のうち、沈廃船等を除いた、1,500 隻と隣接地域との調整分 20 隻を含めた 1,520 隻を対象にして、全て水域で係留保管するものと仮定して収容方式を検討している。

なお、今後、所有者等により陸上保管される船舶や、廃船処理となる船舶等については考慮していない。

また、対策方法や係留可能な隻数などについては、今後、対策を進める中で関係者と調整し決定するため、変更する場合がある。

表－3 牛窓地区 収容方式の検討結果 総括表
(単位：隻)

調査確認隻数		対象隻数		
	内 沈廃船等	地区内 船舶	隣接地区 との調整	計
1,560	60	1,500	20	1,520



収容方式					
小型船舶 係留施設	簡易型 係留施設	水域占用 許可	その他 (※)	民間 マリーナ	計
0	116	681	355	368	1,520

※ その他は、「登録・届出制度」(漁港区域等)における隻数(339隻)及び

一部河川やため池において禁止区域外へ移動要請する隻数（16隻）

表－4 牛窓地区 収容計画表

区域	管理者	収容方式	対象隻数	
港湾	岡山県	簡易型係留施設	116	隻
		水域占用許可	452	隻
	小計		568	隻
	瀬戸内市	水域占用許可	183	隻
	小計		183	隻
漁港	岡山県	登録・届出制度	339	隻
	小計		339	隻
河川	国土交通省	水域占用許可	40	隻
		禁止区域外への移動要請	16	隻
	小計		56	隻
海岸	岡山県		0	隻
	小計		0	隻
普通海域	岡山県	水域占用許可	6	隻
	小計		6	隻
民間マリーナ			368	隻
総計			1,520	隻

4 規制の強化

4-1 放置等禁止区域の指定方針

放置等禁止区域の指定方針は、次のとおりである。

表－5 牛窓地区 放置等禁止区域の指定方針一覧表

区域	管理者	禁止区域	物件
港湾	岡山県	港湾区域、臨港地区、 港湾隣接地域(※1)	船舶及び当該船舶の 係留の用に供する工作物
	瀬戸内市	港湾区域、臨港地区(※1)	
漁港	岡山県	漁港区域(※1)	※ 2
河川	国土交通省	吉井川の河川区域	船舶及び当該船舶の 係留の用に供する工作物
	岡山県	千田川、千町川の河川区域	
	瀬戸内市	準用河川、普通河川	
海岸	岡山県	港湾海岸	※ 2
		漁港海岸	
		建設海岸	
		農林海岸	
	瀬戸内市	建設海岸	船舶及び当該船舶の 係留の用に供する工作物
ため池、 農業用水路	瀬戸内市	全域	
普通海域	岡山県	全域	

※ 1 各水域管理者が管理するものに限る。

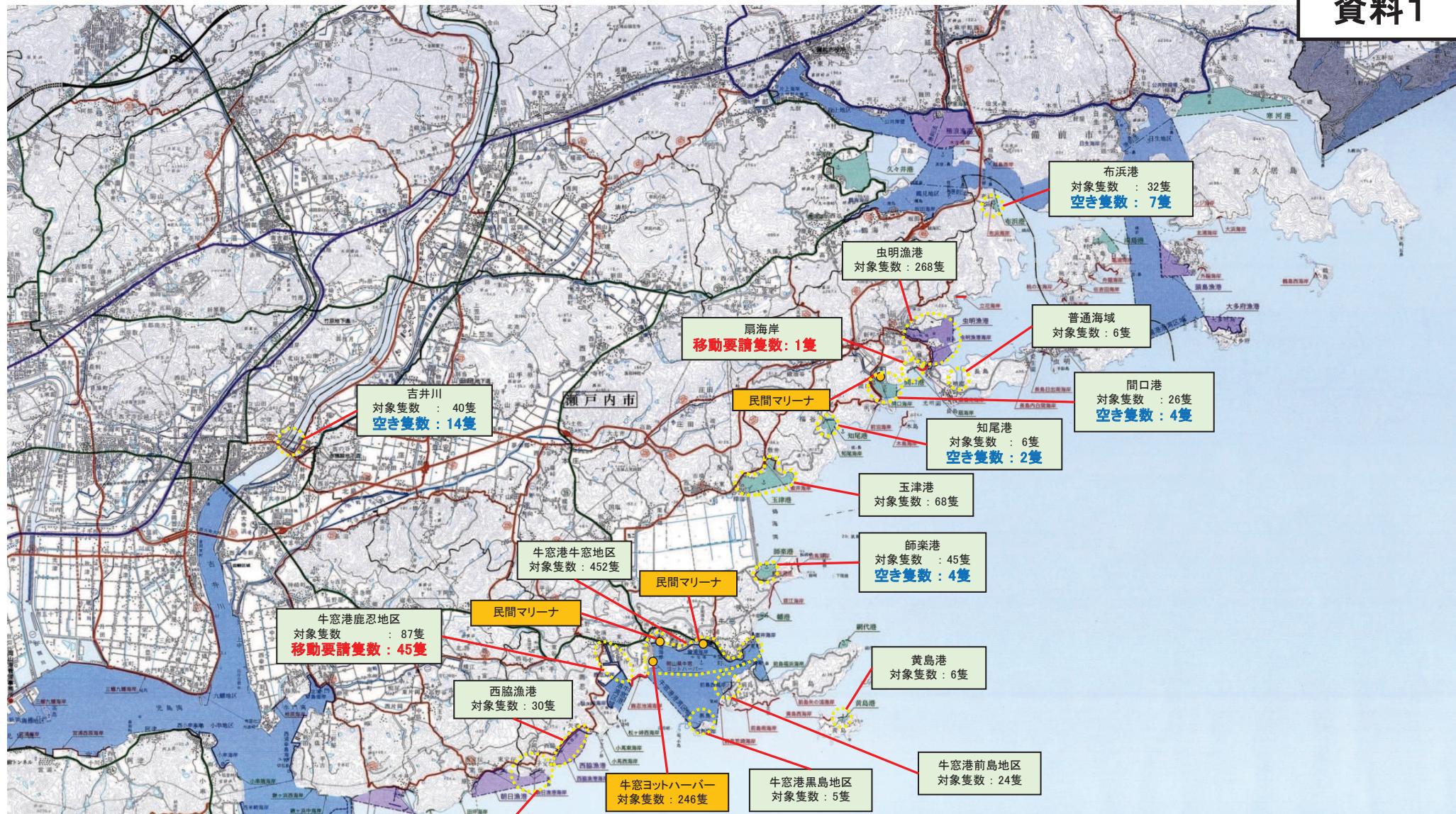
※ 2 船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物

自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに使用済み自動車（部品含む）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物

巻末資料

- ・【資料 1】牛窓地区における検討位置図
- ・【資料 2】牛窓地区放置等禁止区域指定方針図



(単位：隻)

凡例

民間マリーナ

小型船舶係留施設

新規係留区域

収容隻数

数値青：空き隻数
数値赤：移動要請隻数

牛窓地区における検討位置図

この図は、令和4年に実施した実態調査の結果をもとに、各箇所における対策の見通しを、令和5年3月時点で、とりまとめたものである。

対策方法や係留可能な隻数などについては、今後、対策を進める中で関係者と調整し決定するため、変更する場合がある。

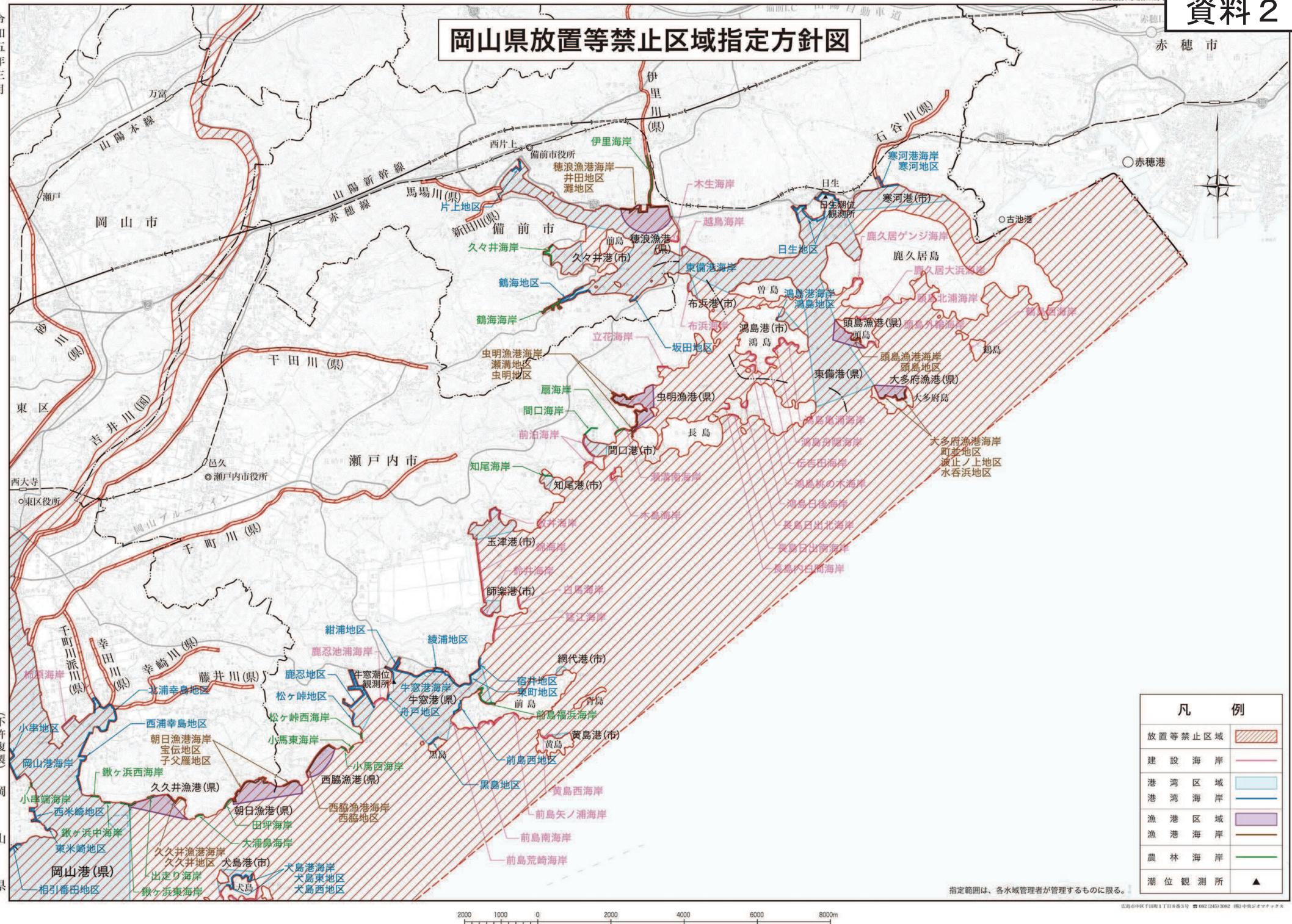
対象隻数 (※)	1,520	空き隻数	66
		移動要請 隻数	46
		隣接地区 との調整	20

※ 禁止区域外への移動要請隻数(16隻)を含む

資料 2

令和五年三月

岡山県放置等禁止区域指定方針図



凡 例	
放置等禁止区域	
建設海岸	
港湾区域	
港湾海岸	
漁港区域	
漁港海岸	
農林海岸	
湖位観測所	▲

「岡山県放置等禁止区域指定方針図」に記載されていない、瀬戸内市が管理する準用河川、普通河川、ため池及び農業用水路の放置等禁止区域の指定範囲は、次の通りです。

・準用河川、普通河川

指定範囲：瀬戸内市が管理する全準用河川及び全普通河川

ご不明な点は、

瀬戸内市 産業建設部 建設課 土木監理係（連絡先 0869-22-2099）まで
お問い合わせください。

・ため池、農業用水路

指定範囲：瀬戸内市が管理するため池及び農業用水路

ご不明な点は、

瀬戸内市 産業建設部 建設課 農林業施設係（連絡先 0869-22-3923）まで
お問い合わせください。